

後見事件関係申立書添付収入印紙及び郵券一覧 (R6.10.1から)

申立ての種類	収入印紙		郵 券						合計
	手数料	登記用	500円	350円	110円	50円	20円	10円	
後見・保佐・補助開始	800円	2600円	4枚	2枚	16枚	2枚	5枚	10枚	4760円
代理権付与(開始の申立てと同時に申し立てる場合)	800円	—							円
同意権付与(開始の申立てと同時に申し立てる場合)	800円	—							円
代理権付与(開始後に申し立てる場合)※1	800円	1400円	2枚	1枚	10枚		5枚	10枚	2650円
同意権付与(開始後に申し立てる場合)※1	800円	1400円	2枚	1枚	10枚		5枚	10枚	2650円
未成年後見人選任	800円	—	2枚	2枚	16枚		5枚	10枚	3660円
任意後見監督人選任	800円	1400円	2枚	2枚	16枚		5枚	10枚	3660円
後見人等辞任許可	800円	1400円	2枚	1枚	6枚	1枚	1枚		2080円
後見人等選任(辞任許可の申立てと同時に申し立てる場合)	800円	—	2枚		8枚		5枚	10枚	2080円
後見人等選任(後見人等が欠けた場合等)	800円	—	2枚	1枚	10枚		5枚	10枚	2650円
後見人等解任	800円	—	2枚	1枚	10枚		5枚	10枚	2650円
後見開始等の審判の取消し※2	800円	—	2枚	1枚	16枚		5枚	10枚	3310円
特別代理人選任	800円	—			6枚				660円
その他付随事件(報酬付与、居住用不動産等)	800円	—			1枚				110円
審判前の保全処分※3	—	1400円	4枚	2枚	16枚	2枚	5枚	10枚	4760円
郵便の回送囑託	800円	—	2枚		4枚				1440円
									円
									円
									円

※1 代理権付与及び同意権付与を同時に申し立てる場合、収入印紙(登記用)は1400円、郵券は2370円です。

※2 既に開始の審判がされている事件において、類型を変更する場合は、開始の申立てが必要です。

なお、既にされている開始の審判は職権で取り消すため、申立ては不要です。

※3 後見等命令の申立てがある場合のみ収入印紙(登記用)1400円が必要です。